

## 募集要項等による質問・意見回答書

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
1	募集要項	6	第3	3	(2)	ア	(シ)		能美市競争入札参加資格者名簿への登録は、これからの申請による登録でも問題ありませんか。また、その期限もご教示ください。	物品等、建物等管理への参加資格であれば問題ありません。また、随時登録可能ですが、申請から登録まで一定の期間が必要となるため登録をお考えの際は早めの登録をお願いします。
2	募集要項	7	第3	3	(1)	ク			実施方針等に対する質問回答書の11で、「市内に営業所（本店）を有しない応募グループについて、参加資格は有りますが、詳細な評価方法については検討中です。詳細は募集要項等公表時に示します」とありますが、募集要項では、実施方針9ページの表現と変わらず、実施方針の「なお、応募者が提出した提案書類の評価にあたっては・・・」以降が掲載されていないだけのようです。これは、市内に主たる営業所（本店）を有する者を2者以上含まなくても、提案書類の評価には関係がないということでしょうか。	市内企業の参画・発注に対する提案の評価については、事業者選定基準5ページの加点審査の審査項目に記載されたとおりです。
3	募集要項	11	第3	4	(3)	(ウ)		直接対話の実施	直接対話は、応募グループでの参加でしょうか。	直接対話は、応募グループにてご参加ください。
4	募集要項	11	第3	4	(3)			直接対話	直接対話において、既存給食センターの職員の方、栄養士の方ともヒアリングは可能でしょうか。	栄養士との直接対話は可能です。
5	募集要項	11	第3	4	(3)	(ウ)		直接対話	直接対話の受付期間が8/12とありますが、日付の間違いではないでしょうか。	直接対話の受付期間は8/2までです。現在公表されている最新版で修正していますのでご確認ください。
6	募集要項	13	第3	4	(5)	(エ)		提案価格様式の提出方法	提案価格（様式20-1）だけが封かん提出対象と記載されておりますが誤記であり、提案価格の内訳書（様式20-2）も含めて封かん提出対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	提案審査に関する提出書類の提出方法は以下のとおりです。なお、すべて1部提出とします。 ・様式20-1、様式20-2：封筒に厳封の上押印し裏面も封印を押して提出 ・様式19、様式20-21、様式20-21-1、様式20-21-2、様式20-21-3、様式20-22、様式20-23、様式20-24、様式21（適宜）：バインダーに左綴じとしてまとめ、表紙・背表紙には件名、グループ名を記載し、バインダーを封かんして提出
7	募集要項	14	第3	4	(5)	イ	(キ)	提案価格の記載	提案上限価格において、5,296,000千円の内、非課税対象となっている26,000千円は金利分との理解でよろしいでしょうか。	提案上限金額に含まれる金利は非課税の想定で計算しています。
8	募集要項	14	第3	4	(5)	イ	(キ)	提案価格の記載等	提案上限価格が税抜と税込で表記されておりますが、双方の提案上限価格を超えないように提案する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。税込・税抜ともに提案上限価格を超えない金額をご提案ください。
9	募集要項	14	第3	4	(5)	イ	(キ)	提案価格の記載等	提案に用いる基準金利（令和4年9月3日の午前10時30分時点の指定レートですが、認識の齟齬を回避する為当該基準金利について、9月3日に公表して下さいますようお願いいたします。	基準金利については9月3日に公表予定です。
10	募集要項	15	第3	3	(5)	イ	(リ)	サービス対価A1の表	「対象となる設計・建設費※2の合計額」とございますが、こちらは税込金額でよろしいでしょうか？	表下の※1に記載のとおり、消費税を含みます。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
11	募集要項	15	第3	3	(5)	イ	(7)	サービス対価A1の表	些末な確認で恐縮ですが、「A1 学校施設環境改善交付金対象経費(684,233千円)」とございますが、A1ではなく、Aの誤記でよろしいでしょうか？	ご指摘のとおり、学校施設環境改善交付金対象経費は「A」であり、サービス対価A1に該当するのは「A+B」となります。
12	募集要項	15	第3	3	(5)	イ	(7)	提案価格用年間提供給食数	小学校197日、中学校200日とございますが、これを参考に各年度の提供日数は事業者の提案に任せるという理解でよろしいでしょうか？	給食の提供日数は小学校197日、中学校200日が基本となります。提供日数を指定するのは市であり、事業者には委ねません。
13	募集要項	15	第3	3	(5)	イ	(7)	提案価格用年間提供給食数	提供食数において、令和6年度の提供食数が3,050食との事ですが、一方、募集要項2ページ等には最大3,000食程度との記載もあります。食器、食缶の調達の都合もありますので、貴市にてお考えしています程度の幅をご教授ください。	事業者選定を行う時点では、最大食数は3,050食を基準としてください。また、実際の提供食数も公表された数値が基本となります。
14	募集要項	15	第3	4	(5)	イ	(7)	提案価格用年間提供給食数	児童・生徒及び教職員数について、直線補間などにより算出することありますが、変動料金を算出するにあたり、各年度ごとの児童・生徒及び教職員数をご教示ください。	市にて行った食数の推移想定を別途公表しますのでご確認ください。なお、令和21年度の食数は2,611に修正しております。
15	募集要項	15	第3	4	(5)	イ	(7)	提案価格用年間提供給食数	「～年間給食提供日数は、小学校197日、中学校200日とする。」との記載がありますが、事業契約書(案)別紙2において四半期別の提供日数(提供食数)に応じた対価と提案価格を整合させる必要がありますことから、四半期ごとの給食提供日数をご教示ください。また、初回(令和6年9月1日～12月31日)及び最終回(21年7月1日～8月31日)の給食提供日数もご教示ください。	四半期別日数は下記のとおりです。 4～6月(57日)、7～9月(34日) 10～12月(58日)1～3月(46日) また初回・最終回の日数は以下のとおりです。 令和6年 9～12月(78日) 令和21年7月～8月(14日) ※現状の日数をもとに設定しています。日数は変更する場合があります。
16	募集要項	15	第3	4	(5)	イ	(7)	提案価格用年間提供給食数	児童・生徒及び教職員数について「直線補間などにより算出」とありますが、算出方法自体が事業者の提案によるという意味でしょうか。提案にかかる前提条件のため、算出結果をお示しいただくことが望ましいと考えますので、公表または追記をお願いします。	No.14の回答をご参照ください。
17	募集要項	16	第3	5	5	3		優先交渉権	優先交渉権が決まる前、あるいは直後(契約前)に、設計・建設に必要な役所協議や現地調査を行ってもよいでしょうか。	詳細な調査については優先交渉権決定後でかつ必要がある場合にのみ協議や調査を認めます。
18	募集要項	17	第3	6	(3)			事業契約の締結	「違約金として提案金額の100分の5に相当する金額を請求することがある」とある部分は、基本協定書(案)第11条第3項において規定している内容を指しているという理解でよろしいでしょうか。本募集要項に基づき二重に請求されることはないことを確認させてください。	ご認識のとおりであり、違約金の二重請求は想定しておりません。
19	要求水準書	2	第1	3	(2)			事業内容	「将来の4500食の施設規模」とあるが、4500食対応の設備機器や厨房設備が増えることによって想定される、新たな法適合性に対応するための施設の改修費用は市の負担と考えてよいでしょうか。(例えば換気設備、防火区画の改修等)	新たな法に対応するための施設の改修費用は市の負担となります。
20	要求水準書	8	第1	3	(6)			敷地概要地盤条件	令和5年度中に市で盛土を行い、事業者へ引き渡す予定と記載がありますが予定地盛土は接道側(JA能美西部ライスセンター側)のレベルに合わせるという理解で宜しいでしょうか。	接道側レベルより低い造成盛土(-300mm程度)を予定しております。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
21	要求水準書	8	第1		(6)			敷地概要	令和5年度中に市で盛土との事ですが（実施方針等に対する意見回答書では令和5年3月～5月に実施）、詳細な造成計画検討時期はいつを予定されておりますでしょうか。また、その際に調整池の容量、配置、盛土レベル等の提案、協議は可能でしょうか。	造成計画の検討は令和4年9月頃より行います。造成計画の軽微な変更に伴う提案、協議は可能です。
22	要求水準書	9	第1		(6)			敷地概要	上下水道を前面道路まで敷設予定との事ですが、加入金、受益者負担金などの費用は、事業費に見込む必要がありますでしょうか。	市の負担となります。事業費に見込む必要はありません。
23	要求水準書	8	第1	3	(6)			建設予定地	建設予定地のCADデータを公開して頂けないでしょうか。	公表できるCADデータはありません。
24	要求水準書	8	第1	3	(6)			敷地概要	提案価格算出に当たり、造成工事の造成（盛土）レベル想定をご教示ください。また前面道路に面する用水架橋は造成工事範囲と考えてよろしいでしょうか。	接道側レベルより低い造成盛土（-300mm程度）を予定しております。前面道路の用水架橋は造成工事範囲です。
25	要求水準書	8	第1	3	(6)			敷地状況	「接道：一面接道」とありますが、道路沿いの水路との関係から出入口の制約はないのでしょうか。道路沿いの水路は暗渠化されるのでしょうか。あるいは橋等が架けられる予定でしょうか。また、南側の農道側の出入口の設置などは可能でしょうか。	「接道：一面接道」は敷地東側の道路であり、南側の農道からの出入口設置は不可です。
26	要求水準書	8	第1	3	(6)			地盤条件	敷地概要（官民境界、面積、高低差等）の資料、道路幅員や道路と敷地のレベルの分かる資料は提供されるでしょうか。	敷地概要に関する資料は随時提供する予定となります。
27	要求水準書	8	第1	3	(6)			地盤条件	敷地内の盛土高さ、整地後の地盤レベル、排水施設などの詳細なデータは提供されるでしょうか。	No. 26の回答をご参照ください。
28	要求水準書	8	第1	3	(6)			地盤条件	受注者が本事業を開始する段階では、都市計画法の開発許可手続きなどは不要となりますか。あるいは開発に関わる工事（隣地側の擁壁、公設樹、水路の橋等）がすべて完了した状態で敷地が開け渡されるのでしょうか。	開発に関わる工事（隣地側の擁壁、公設樹、水路の橋等）がすべて完了した状態で市から事業者へ敷地が引き渡される予定です。
29	要求水準書	8	第1	3	(6)			地盤条件	盛土の工事中に、本事業の地盤調査や測量業務などが重なることも想定されていますでしょうか。	盛土の工事等が完了してから事業者へ引き渡すことになる予定ですが、工事の進捗状況により重なる場合があることも想定しております。
30	要求水準書	8	第1	3	(6)			インフラ状況	上水道、下水道の本管及び公設樹は事前に敷設されるという解釈でよろしいでしょうか。	建築工事前に敷設する予定です。
31	要求水準書	9	第1	3	(7)	ウ	(イ)	献立方式	5/27実施方針等に対する質問回答書No47で「自校式・給食センターともに現在は炊き込みごはんの具のみを調理し、ガーリックトースト、揚げパンは調理しています。」とありますが、P68～69記載の食缶で対応するとの理解で宜しいでしょうか。	現在、ガーリックトーストは角パットに、揚げパンはパン納入業者からのケースに調理したものを入れています。現状の運用をもとに詳細は協議の上決定することとします。
32	要求水準書	9	第1	3	(7)	ウ	(イ)	献立方式	「献立は、主食（米飯、パン）、汁物、主菜（焼物、揚物、炒め物、煮物）、副菜（和え物、煮物）、（+デザート）とする。」と記載がありますが、アレルギー対応食については、その日の献立の中から、1つを除去食対応するとの理解で宜しいでしょうか。	献立の主菜、副菜に限らず、卵の成分が含まれているメニューすべてにおいて除去食対応することを想定します。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
33	要求水準書	9	第1	3	(7)	ウ	(エ)	献立方式	添物類はセンターから2,3日前に配送するとありますが、配送校の配膳室で保管をする想定でしょうか。その際配膳室には、専用の収納棚等が設置されているとの認識でよろしいでしょうか。	文章を「センターに2・3日前に配送する。」に訂正します。添物類は、当日に各学校には数読みしたものを配送することを想定します。
34	要求水準書	9	第1	3	(7)	ウ	(オ)	バイキング給食	バイキング給食を踏襲するという記載がありますが、配送用食缶は専用で用意するのではなく、給食配送に使用する食缶を使用するという理解で宜しいでしょうか。	ご認識のとおり、バイキング給食は、給食配送に使用する食缶を使用する想定です。
35	要求水準書	9	第1	3	(7)	ウ	(カ)	アレルギー対応食配送	配送・配膳については、個別の児童・生徒専用のランチジャー及び個別食器セットを専用容器にて配送とありますが配送時の積載や配送方法等については事業者提案で宜しいでしょうか。	アレルギー対応食の積載・配送方法は事業者の提案に委ねます。
36	要求水準書	9	第1	3	(7)	ウ	(カ)	献立方式	アレルギー対応食調理室ではアレルゲンを含む除去食のみを行うという理解で宜しいでしょうか。	アレルギー対応は除去食のみを想定しています。
37	要求水準書	11	第1	3	(7)	キ	(ウ)	配送校の学級数	表中記載ある学級数( )は特別支援学級となっているが各学校1クラス想定で宜しいでしょうか。あるいは( )数値分のクラス数を通常学級数に計上が必要でしょうか。	学校によっては特別支援学級は児童生徒が各学年のクラスに戻って食べるケースと支援学級の児童生徒が1教室に集まって食事をするケースなど違いがあります。
38	要求水準書	11	第1	3	(7)	キ	(ウ)	配送校の学級数等	特別支援学級の児童・生徒分給食は学級毎に食缶等が必要でしょうか。	No. 37に特別支援学級の想定を記載しましたので、ご参照ください。
39	要求水準書	11	第1	3	(7)	キ	(ウ)	配送校の提供食数	令和3年5月1日現在の提供食数として3,244食と見受けれますが、開業までに募集要項P15に記載されています通り、3,050食程度まで減少するとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおり、開業までに食数が3,050食程度まで減少する想定です。
40	要求水準書	11	第1	3	(7)	キ	(ウ)	配送校の学級数等	特別支援学級が複数ある学校について、1教室に集まって喫食する予定でしょうか。それとも各々の教室で喫食される予定でしょうか。ご教授ください。	No. 37に特別支援学級の想定を記載しましたので、ご参照ください。
41	要求水準書	11	第1	3	(7)	キ	(ウ)	配送校の学級数等	特別支援学級が複数ある学校についての喫食方法ですが、5/27実施方針等に対する質問回答書No56より「学校ごとで違いがあります。親学級で食べる、支援学級に持って行って食べる、1教室に集まって食べる等様々なパターンがあります。詳細な条件については募集要項等公表時に示します。」とのことですが、食缶等の必要数が変わりますので、御教授ください。	No. 37に記載のとおりです。将来変更の可能性もありますので、No. 37の回答をもとに想定・提案をお願いします。
42	要求水準書	11	第1	3	(7)	ク		施設稼働日数	配膳員の年間業務日数を算出するにあたり、各校の給食提供日をご教示ください。	給食の提供日数は小学校197日、中学校200日として想定してください。
43	要求水準書	13	第2	1	(3)			配膳室備品	施設整備業務において、配膳室の什器、備品等の調達業務が無くなりましたが、市での対応に変更されたとの理解でよろしいでしょうか。	配膳室の什器、備品等の調達業務は対象業務から除外しました。
44	要求水準書	13	第2	1	(2)	イ		連絡会議	月1回以上の連絡会議はWEB会議やオンライン会議でも認められるでしょうか。	現地の確認など業務の遂行に影響を出さないことを前提として、WEB会議での対応も可能とします。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
45	要求水準書	13	第2	2	(1)	ア		事前調査業務	土壌汚染対策法の届出関係で、既往の報告書などは貸与されるでしょうか。	届出は今後予定しており、貸与可能です。
46	要求水準書	15	第2	2	(4)	サ			施設近隣で能美市から工事関係車両の駐車スペースとして貸出し頂ける場所は御座いますか？	工事関係車両の駐車については、事業者選定後、協議により決定します。
47	要求水準書	15	第2	2	(5)	ウ		交付金申請等支援	「交付金の申請対象部分と対象外部分」とは今回の施設ではどのような区分になりますか。	事業契約書（案）別紙4-1サービス対価Aの「設計・建設費」のうち、調理備品調達業務、食器・食缶等調達業務、事務備品調達業務及び配送車調達業務に係る金額は交付金の申請対象外部分として想定しています。
48	要求水準書	16	第2	2	(10)	オ		配送車調達業務	契約満了後の配送車名義変更費用は、全て貴市負担となるのでしょうか。	契約満了後の配送車名義変更費用は、全て市の負担とする想定です。
49	要求水準書	16	第2	2	(10)	オ		配送車調達業務	事業終了時に配送車の所有権を市に引き渡す事とありますが、無償での提供との事でしょうか。また所有権移転に伴う諸経費負担もどのように考えればよろしいでしょうか。なお、事業期間中の配送車の所有権は、SPCではなく、配送会社としても問題はありませんかでしょうか。	事業終了時、事業者は配送車を市へ無償提供することとします。所有権移転に伴う諸経費はすべて市が負担します。
50	要求水準書	17	第2	2	(12)	ウ		所有権移転	本施設の表題登記、保存登記の発生する費用を負担とありますが、事業契約書（案）第53条には、登記費用は市の負担となっておりますので、そのように考えてよろしいでしょうか。	登記に係る費用は市の負担とする想定です。
51	要求水準書	24	第4	2	(3)			外構等保守管理業務	除雪が必要な場合は貴市にて実施していただけるとの認識でよろしいでしょうか。	敷地内外構にて除雪が必要な場合には、原則事業者が除雪を実施するものとします。
52	要求水準書	33	第5	2	(1)			運営担当者	食品衛生責任者の配置人員がいるため、業務責任者の資格は管理栄養士又は調理師として頂けないでしょうか。	業務責任者の資格の変更は検討しておりません。
53	要求水準書	37	第5	3	(1)	イ	(オ)	異物混入防止	食品を管理する部屋の鍵の管理とありますが、どのような部屋を想定しておられますでしょうか。	冷蔵室・冷凍室、食品庫・調味料庫などを主に想定していますが、上記諸室を含め、センター内での調理に際し、外部不審者・関係者以外の者による異物混入を防ぐ計画としてください。
54	要求水準書	38	第5	3	(1)	イ	(カ)	食材の温度管理	加熱調理～冷凍冷蔵庫の庫内温度について、事業者用事務室で常時温度管理ができる表示板を設置し、自動記録装置等により記録することとありますが、冷凍冷蔵庫の庫内温度記録との認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおり、自動記録するのは冷凍冷蔵庫の庫内温度です。
55	要求水準書	38	第5	3	(1)	イ	(キ)	検食	「校長の検食の準備は市が実施する」とありますが、職員室への配缶食数は検食分も含みご提示いただける認識でよろしいでしょうか。	詳細な食数は事業者選定後に提示します。
56	要求水準書	38	第5	3	(1)	イ	(ケ)	アレルギー等対応食の提供	現状の想定で、辰口地区でのアレルギー等対応食の提供総数をご教示ください。	要求水準書11ページ第1/(7) /キ/(ウ)にて現在の人数を示していますので、ご参照ください。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
57	要求水準書	39	第5	3	(1)	イ	(ケ)	アレルギー等対応食の提供	アレルギー対応食の提供は、「ごはん・主食・副菜・汁物・デザート」等喫食するすべてを1セットにして、専用容器に入れ配送するという認識でよろしいでしょうか。また、対象児童・生徒の箸、スプーンは、通常食で準備しているものを使用する認識でよろしいでしょうか。	アレルギー対応食は、「ごはん・主食・副菜・汁物・デザート」等喫食するすべてを1セットにして、専用容器に入れ配送してください。また、対象児童・生徒の箸、スプーンもこのセットにあわせて入れるようにしてください。
58	要求水準書	40	第5	3	(1)	ウ	(イ)	汚染された食器・食缶	嘔吐物等により汚染された食器・食缶等の洗浄・消毒は配膳員が行うのでしょうか。	現在、自校式による運用では、調理員または配膳員が嘔吐物の処理によって感染し児童生徒へ感染拡大することを防ぐため、調理員・配膳員以外の者が嘔吐物とに汚染された食器等の消毒をしています。これと同等の衛生基準を守れる想定で業務実施体制のご提案をお願いします。
59	要求水準書	40	第5	3	(1)	オ		廃棄物処理業務	開封されていない牛乳の処理方法についてご教示ください。	開封されていないものは、内容物を出し（処分）牛乳パックのみを捨てます。
60	要求水準書	40	第5	3	(1)	オ		廃棄物処理業務	飲み残しの牛乳パックは各配送校もしくはセンターのどちらで処理するのでしょうか。	現状では、飲み残した牛乳は残菜と一緒に処理していますので、新給食センターでも同様に処理する予定です。
61	要求水準書	40	第5	3	(1)	オ		廃棄物処理業務	牛乳パックの処理方法についてご教示ください。	内容物を出した空の牛乳パックは燃えるゴミとして出しています。
62	要求水準書	41	第5	3	(1)	オ	(カ)	廃棄物処理業務	b「集中管理すること」とありますが、具体的にどのような管理・保管を想定されているかご教示ください。	給食センター内に複数廃棄物処理設備を設けるのではなく、一か所に廃棄物が集まるよう管理してください。
63	要求水準書	41	第5	3	(1)	キ	(ア)	配送車両維持管理業務	「配送車両に係る賠償保険の付保」とありますが、保険の補償内容詳細については事業者の提案に委ねるという理解でよろしいでしょうか。	保険の補償内容詳細については事業者の提案に委ねます。
64	要求水準書	42	第5	3	(1)	ク	(ア)	衛生管理体制の整備	g (d)「睡眠時無呼吸症候群の有無等の検査を実施」とありますが「有り」の場合は配送・回収業務に従事できないということでしょうか。	国土交通省公表の「自動車運送事業者における睡眠時無呼吸症候群対策マニュアル～SAS対策の必要性と活用～」等をもとに、睡眠時無呼吸症候群の検査を実施してください。結果についても、同マニュアル等をもとに、各種業務に影響が出ないよう考慮して体制を決定してください。
65	要求水準書	42	第5	3	(1)	ク	(ア)	(d)	配送員の睡眠時無呼吸症候群の有無等の検査とは、毎朝行う必要があるのでしょうか。	国土交通省公表の「自動車運送事業者における睡眠時無呼吸症候群対策マニュアル～SAS対策の必要性と活用～」等をもとに、睡眠時無呼吸症候群の検査を実施してください。
66	要求水準書	40	第5	3	(1)	ウ	(イ)	1	「再度洗浄、消毒できる用具」はだれが使う想定でしょうか。備えておくのは、配送校ということでしょうか。	「再度洗浄、消毒できる用具」は事業者が使用する用具の想定です。
67	要求水準書	44	第5	3	(1)	ケ			牛乳はパックでしょうか。その場合、牛乳パックはだれがどのように処分するのでしょうか。	現状では、飲み残しは残菜バケツに児童生徒自身が捨てています。飲まなかった牛乳は給食室で調理員が内容物を廃棄処理をしています。新給食センターにおいても、飲み残しは残菜バケツに回収し、飲まなかった牛乳は給食センターに回収後内容物を廃棄処理することを想定します。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
68	要求水準書	44	第5	3	(1)	ケ			牛乳の飲み残しと休んだ児童生徒の牛乳は、どこでだれがどのように処理するのでしょうか。残渣量は計量するのでしょうか。仮に給食センターに回収する場合、何に入れて回収しますか。	No. 67の回答をご参照ください。
69	要求水準書	44	第5	3	(1)	ケ			現在雇用している配膳員を継続して雇用することは可能ですか。現在の時給はいくらですか。	現在雇用している配膳員の継続雇用は、事業者選定後に協議により決定します。時給等も事業者選定後に協議により情報提供判断を行います。
70	要求水準書	44	第5	3	(1)	ケ			配膳員が学校行事等の際にお手伝いするようなことはありませんか。	配膳業務以外に行事の手伝いをすることは基本的にありません。
71	要求水準書	44	第5	3	(1)	ケ			能美市学校給食の配膳に特化したマニュアル等がありましたらお示しください。	市において、簡易的なマニュアルはあるものの、特化したというレベルのものは現時点ではありません。今後、学校栄養士と作成して行くことを想定しています。
72	要求水準書	44	第5	3	(1)	ケ			学校ごとに配膳の業務内容に違いはありますか。ある場合は統一することは可能ですか。	配膳業務の統一は可能です。
73	要求水準書	45	第5	3	(2)	イ		食材検収業務	当日納品の学校直送品の入荷目安時間を学校別にご教示ください。	当日納品の時間については要求水準書45ページ 第5/3/ (2) / イ食材検収業務に記載の表を基本としてご提案ください。学校別の入荷時間については事業者選定後に詳細を協議し、情報提供します。
74	要求水準書	45	第5	3	(2)	イ		食材検収業務	指定日納品の調味料は何日ごとの入荷となるかご教示ください。	現状では、次週の使用量を確認し1週間単位で発注し、納品しています。新給食センターにおいても同様の想定です。
75	要求水準書	45	第5	3	(2)	イ		食材検収業務	冷凍食品の冷凍液卵はパック詰めのものでしょうか。ビニール袋詰めのものでしょうか。また、何グラム入りかもご教示ください。	ビニール袋詰めのものが主流で1kgと500gの規格を想定しています。
76	要求水準書	45	第5	3	(2)	イ		前日納品	表中記載のある前日納品分(冷蔵・冷凍品)の物量と荷姿を教示願います。	例：ビニール袋入りで1kg単位（シュレッドチーズ、冷凍野菜） 10紙パック（生クリーム、調理用牛乳等）
77	要求水準書	48	第6	1				本施設の概要	一般エリア-共用部分の倉庫はどの程度の広さが必要ですか。または、どんな収容物が入る予定ですか。	要求水準書55ページ 一般エリア-共用部分の「倉庫」をご確認ください。
78	要求水準書	49	第6	2				肉・魚・卵下処理室	実施方針等に対する質問回答書NO. 73では殻付卵の使用は想定していませんとありますが、要求水準書には割卵という記載があります。殻付卵を使用するという方針に変わったのでしょうか。	割卵は誤記です。給食センター内では液卵を使用する想定です。
79	要求水準書	49	第6	2				検収室	「c ふりかけ、ジャム等を検収、数量確認、仕分けを行うエリアを確保すること。」と記載がありますが、調味料や乾物類など一般物資と同じ流れでの入荷との理解で宜しいでしょうか。	ふりかけ、ジャム等は調味料と同じく一般物資と同じ流れでの入荷を想定しています。
80	要求水準書	50	第6	2				諸室の説明	【給食エリア】野菜下処理室 c 「調理室とはパススルーとすること」とありますが、「上処理室とはパススルーとすること」との認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
81	要求水準書	50	第6	2				汚染区域用器具洗浄室（検収・下処理ゾーン）	「b 野菜類と肉・魚・卵を区分し、室を設けること。」と記載がありますが、スペースの有効利用とスムーズな動線確保のため、コーナー分けや時間差で対応することは可能でしょうか。	HACCP等衛生基準を順守した区画であれば、諸室とせず、コーナー分けや時間差で対応することも可とします。
82	要求水準書	51	第6	2				給食エリア	洗浄室d給湯設備とは給湯口（水栓）を設けるという理解で宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
83	要求水準書	52	第6	2			e	揚物・焼物・蒸し物室	揚物に使用する油を、酸化度測定後に使用すると記述されていますが、一般的にはフライヤー使用後の温度が高い状態での測定が必要となります。使用後の測定でよろしいでしょうか。	フライヤー使用後の測定としてください。
84	要求水準書	52	第6	2					上処理室は、壁や扉で仕切られていないコーナーとしてもよろしいでしょうか。	HACCP等衛生基準を順守した区画であれば、諸室とせず、コーナー分けや時間差で対応することも可とします。
85	要求水準書	52	第6	2				諸室の説明	【非汚染作業区域】揚物・焼物・蒸し物室c 「献立及び作業の内容により供用することを検討し」とありますが、具体的にはどのような場合を想定しているかご教示ください。	要求水準書別添資料3～7等を参照し、適切な規模の調理設備を配置してください。
86	要求水準書	52	第6	2				諸室の説明	【非汚染作業区域】揚物・焼物・蒸し物室e 揚物に使用する油を、酸化度測定後に使用するとありますが、油の温度が高い間に測定する必要があります。油投入後での酸化度測定でもよろしいでしょうか。	No. 83の回答をご参照ください。
87	要求水準書	52	第6	2				アレルギー等対応食調理室	「b 搬送に使用する個食配送容器や調理器具の保管庫を設けること。」と記載がありますが、この個食配送容器の型式・寸法・数量を御教授ください。また、個食配送容器の調達は事業者の業務範囲でしょうか。	アレルギー対応食用の個食配送容器については、容器の型式を事業者に委ねます。また調達は事業者の業務範囲となります。
88	要求水準書	53	第6	2				配送員用控え室	調理員と同等の基準をクリアすれば、調理員用休憩室などを利用して待機する計画も可能でしょうか。	作業動線などに配慮し、衛生面及び作業工程に問題なく調理員休憩室を配置できる場合には、配送員が調理員用休憩室を利用する計画として配送員用控え室を設けない計画も可とします。
89	要求水準書	53	第6	2				配送員用控え室	別棟にして諸室を設ける計画でも可能でしょうか。	諸室を別棟にすることは制限しません。
90	要求水準書	54	第6	2				【一般エリア】研修会議室	小学校、中学校の児童・生徒の1クラス程度を一度に受け入れることが可能な計画とありますが、小学校・中学校いずれか1クラス分の受け入れという理解でしょうか。	ご認識のとおりです。
91	要求水準書	54	第6	2				一般エリア	研修会議室や見学通路を利用する「1クラス程度」とは、40人相当ですか。	ご認識のとおり、40人程度を想定しています。
92	要求水準書	55	第6	2				倉庫	備蓄品例のアルファ化米、移動式回転釜、水については、初期調達や補充などは今回の事業に含まれるのでしょうか。	備蓄品の調達・補充は事業者の負担となります。
93	要求水準書	55	第6	2				施設出入口	施設出入口とは市職員用玄関若しくは事業者用玄関という認識でよろしいでしょうか。	見学者など、来客用の出入口を指します。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
94	要求水準書	55	第6	2				一般エリア	調理員用休憩室は「可動間仕切などによって男女別」とありますが、通常の固定された壁での区画は認められないのでしょうか。	固定された壁での区画も可とします。
95	要求水準書	56	第6	2				諸室の説明	「駐車場」の概要欄cに「市民等が駐車場を適宜利用可能な計画」とありますが、具体的な利用想定があればご教示ください。（隣地JAの補助駐車場等）	「閉場日において市民等が駐車場を適宜利用可能な計画」は削除します。閉場日は原則的に門戸を施錠し、関係者以外立ち入り禁止とする想定です。
96	要求水準書	56	第6	2				付帯施設	駐車場のうち、「閉場日において市民等が適宜利用可能」とありますが、事業者のセキュリティの外で管理責任は不要との認識でしょうか。	No. 95の回答をご参照ください。
97	要求水準書	56	第6	2				付帯施設	施設名：駐輪場の要求事項「駐車場」は「駐輪場」と読み替えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおり、「駐車場」は誤字のため、「駐輪場」と読み替えて下さい。
98	要求水準書	56	第6	2				付帯施設	駐輪場は自転車だけでなく、バイクの来場者も想定する必要があるでしょうか。	バイクの来場者も想定に含みます。
99	要求水準書	56	第6	2				【付帯施設】駐車場	「c 本施設の閉場日において、市民等が駐車場を適宜利用可能な計画とすること。」との記載がございますが、閉場日に市民等が駐車場で事故が起こすリスクや、事故により本施設が損傷するリスク等があると思慮します。閉場日に市民等が駐車場を利用できるようにしたために発生するリスクは貴市にてご負担いただけるとの認識でよろしいでしょうか。	No. 95の回答をご参照ください。
100	要求水準書	57	第6	3	(2)	ア	(ア)	全般	p鉄筋の建物内だと電波が入りづらいため、電波時計以外の時計を使用することは可能でしょうか。	電波時計以外の仕様も可とします。
101	要求水準書	60	第6	3	(3)	ウ	(ア)	大型バス	「1クラス分程度用1台」と記載がありますが、4/22要求水準書(案)記載「28人乗り程度用1台」から変更されてます。1クラスとは何人想定でしょうか。また、28人乗り程度からするとマイクロバスを想定する理解で宜しいでしょうか。	4/22公表の要求水準書から、内容を変更しています。1クラスは40人程度とご想定ください。また、来館するバスも同程度の乗車人数の規模をご想定ください。
102	要求水準書	68	第6	2	(9)	イ		食器等	食器の使用組み合わせパターンをご教示ください。	要求水準書別添資料7をご確認ください。
103	要求水準書	68	第6	3	(9)	イ	(オ)	食器等	食器の組合せパターンをご教授いただけますでしょうか。	No. 102の回答をご参照ください。
104	要求水準書	68	第6	2	(9)	ウ		食缶等	食缶の使用組み合わせパターンをご教示ください。	No. 102の回答をご参照ください。
105	要求水準書	68	第6	3	(9)	イ		食器等	食器の使用パターン（最大と最小点数）を御教授ください。「資料7_給食盛り付け例」を参照すると下記の理解で宜しいでしょうか。 パターン1（最大）：飯椀＋汁椀＋角仕切り皿 パターン2（最小）：汁椀＋カレー皿	食器の使用パターン例は別添資料7のとおりです。ご提示の例についても、最大・最小ともにご認識のとおりです。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
106	要求水準書	68	第6	3	(9)	イ		食器等	「食器(カレー皿) 例) φ219×36mm・830ml PNS-13E」と記載がありますが、寸法と参考型式に齟齬があるようにお見受けいたします。寸法φ219×36mm・830mlを正とする理解で宜しいでしょうか。 ※φ130×32mm・210ml PNS-13E ※φ219×36mm・830ml PNS-20E	食器の寸法φ219×36mm・830mlを正としますが、寸法はあくまで参考のため、例をもとに食器をご提案ください。
107	要求水準書	68	第6	3	(9)	イ	(オ)	食器等	食器の寸法・型式の記述があり、参考として例示したものと記述されていますが、カレー皿の寸法をφ180×39Hとすることは可能でしょうか。	カレー皿はご提示の寸法で問題ありません。
108	要求水準書	資料1							公共下水道台帳管路図を公表いただいておりますが、念のために質問します。農業集落排水を使用する可能性はありますか。ある場合は使用料をどのように計算するのかを教えてください。	農業集落排水を使用する想定はありません。
109	要求水準書	資料6						セレクト給食想定	5/27実施方針等に対する質問回答書No28で年間2回程度、卒業のイベントに合わせて実施とありますが、今計画では一度に3000食を対応するのではなく、学年ごとや学校ごとなど分けて対応するとの理解で宜しいでしょうか。 また、その場合の想定食数を御教授ください。	セレクト給食について、詳細は市との協議により決定します。
110	要求水準書	資料6						セレクト給食想定	メニュー数などはあくまでも参考となり、今回想定 of 食器・食缶などで対応できる範囲とし、詳細は市との協議により決定する理解で宜しいでしょうか。 また、メニュー数が多くなると配送する食缶などが対応できないことも予想されますが、その際はどのようにお考えでしょうか。	セレクト給食について、詳細は市との協議により決定します。
111	要求水準書	資料7						給食盛り付け	資料7のイラスト記載からスプーンと箸の同時使用が無いと見受けられますが他の月献立で同時使用する献立はありますでしょうか。	ご認識のとおり、スプーンと箸の同時使用の想定はありません。
112	要求水準書	資料8						荷受室の区分について	5/27実施方針等に対する質問回答書No47でガーリックトースト、揚げパンの調理をされるということですが、パンの入荷は調味料・乾物類と同じように野菜類の搬入口から入荷という理解で宜しいでしょうか。	パンの入荷は調味料・乾物類と同じように野菜類の搬入口から入荷をお願いします。また、パン自体はそのまま喫食できる清潔な食材であるため、下処理室を通らないで調理をおこなえるよう、ルートの確保をお願いします。
113	様式集	1	第1	2	(1)			参加資格の確認申請に関する提出書類	提出時のファイルの表紙・背表紙には件名、グループ名、正本もしくは副本を記載する認識でよろしいでしょうか。	ご提示の記載方法のとおり、バインダーの表紙・背表紙に件名、グループ名、正本もしくは副本を記載するようお願いいたします。
114	様式集	2	第1	4	(1)			提案審査に関する提出書類	様式19～21(様式20以外)は、クリアファイル及び封筒に入れ、提出する認識でよろしいでしょうか。	提案審査に関する提出書類の提出方法は以下のとおりです。なお、すべて1部提出とします。 ・様式20-1、様式20-2: 封筒に厳封の上押印し裏面も封印を押して提出 ・様式19、様式20-21、様式20-21-1、様式20-21-2、様式20-21-3、様式20-22、様式20-23、様式20-24、様式21(適宜): バインダーに左綴じとしてまとめ、表紙・背表紙には件名、グループ名を記載し、バインダーを封かんして提出
115	様式集	2	第1	4	(2)			提案審査に関する提出書類	提案価格(様式20-1)だけが封かん提出対象と記載されておりますが誤記であり、提案価格の内訳書(様式20-2)も含めて封かん提出対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 114の回答をご参照ください。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
116	様式集	3	第1	5	(3)			提案書に関する提出書類	提案書には、参加グループの構成員の企業名を特定又は推測できる表記及びロゴ等の表示が禁止されておりますが、構成員以外の企業（例えば下請企業や金融機関、保険会社など）を提案書内で記載する場合は、企業名を記載しても問題ない認識で宜しいでしょうか。	構成員以外の企業については企業名を記載しても問題ありません。
117	様式集	3	第1	5	(4)				「提案書単位」とは、(1) 基礎審査 (2) 加点点審査 (3) 図面集ごと、ということでしょうか。	(1) 基礎審査 (2) 加点点審査 (3) 図面集として様式を分けてください。また (1) 基礎審査と (2) 加点点審査をそれぞれA4バインダーに綴じ、(3) 図面集はA3の別のバインダーに綴じるようにお願いします。
118	様式集	3	第1	5	(5)			提案書に関する提出書類	提出時のファイルの表紙・背表紙には、件名及び各提出書類名（基礎審査に関する提出書類・加点点審査に関する提出書類・図面集）、受付番号、正本もしくは副本を記載する認識でよろしいでしょうか。また、副本にはナンバリング（1/15、2/15等）の記載は必要でしょうか。	ご提示の記載方法のとおり、バインダーの表紙・背表紙に、件名及び各提出書類名（基礎審査に関する提出書類・加点点審査に関する提出書類・図面集）、受付番号、正本もしくは副本を記載するようにお願いします。また、副本のナンバリングは不要です。
119	様式集	3	第1	5	(5)			提案書に関する提出書類	提出時のファイルについて、基礎審査に関する提案書及び加点点審査に関する提案書はA4縦ファイル、図面集についてはA3横ファイルでの提出でよろしいでしょうか。	No. 117の回答をご参照ください。
120	様式集	3	第1	5	(5)				バインダーですが、(1) 基礎審査と (2) 加点点審査 (1) を1冊のA4バインダーにまとめて綴じ、(3) 図面集はA3の別のバインダーに綴じるでよいでしょうか。	No. 117の回答をご参照ください。
121	様式集	3	第1	5	(5)				バインダーの表紙・背表紙ですが、参加グループ名を書いてもよいのでしょうか。正本はよいが副本はだめ、などのルールはありますか。	バインダーの表紙・背表紙には、受付番号を記載することを想定しています。参加グループ名は記載しないようにお願いします。
122	様式集	3	第1	5	(5)				CD-ROMには事業名、参加グループ名、受付番号のテプラ等を張り付けたほうがよいでしょうか。参加グループ名は実名でよいでしょうか。	CD-ROMには事業名、受付番号がわかるようにラベル（テプラ等）の貼り付けをお願いします。参加グループ名は企業名等が含まれていても問題ありません。
123	様式集	3	第1	5	(6)				「様式ごとにインデックス」とありますが、様式22-1、23-1、24-1の前にははさまなくてよいでしょうか。	様式22-1、23-1、24-1（表紙）へのインデックスの付与は必要ありません。
124	様式集	3	第1	5	(6)			提案書に関する提出書類	図面集において、提案書図面集（表紙）、提出図面一覧、施設概要はインデックスを付け、それ以外の全体配置図（外構含む）以降はインデックス不要との認識でよろしいでしょうか。	図面集においては、提案書図面集（表紙）、提出図面一覧、施設概要、それ以外の図面においてインデックスの付与は必要ありません。
125	様式集	3	第2	1					添付書類としてつけてよいもの、つけてはいけないものがありますか。	添付資料の種類については制限はありません。
126	様式集	4	第3					提出書類一覧の様式20-2	書式サイズがA4ですが、Excelの様式種では20-21-1、同-2、同-3、様式20-23などは横長です。A3でよいでしょうか。これをA4にして提出するとバインダーへの閉じる向きが横になる（90度回さないと読めない）上、運営費見積りをA4で印刷すると内容が読めないとされます。	様式20-21-1、様式20-21-2、様式20-21-3、様式20-23はA3で印刷をし、Z折をしてA4バインダーへのとじ込みをお願いします。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
127	様式集	4	第3					提出書類一覧の様式22-5	工程計画はExcelでもPDFでもよいということですか。	PDF Excelと記載のある様式は、PDFかExcelどちらかでご提出ください。
128	様式集	5						様式24-1、24-2、24-3	表記されている表の枠は縦長でA4縦に収まる形ですが、A3用紙に印刷して綴じ込むということでしょうか。欄外に「A3横に変更」「A3横で統一」などとあるのはそういう意味でしょうか。	様式24-1、24-2、24-3はA3バイnderへのとじ込みとなりますので、A3横への書式の変更をお願いします。本様式集に記載されている記載事項が網羅されていれば、様式は問いません。
129	様式集	16						(様式9) 参加資格申請書	募集要項P7における応募者の参加資格要件において、「能美市競争入札参加資格者名簿に登録があること。」となっており、当該登録を受けていることを示す書類の提出が求められておりますが、貴市で確認可能なため、登録を受けていることを示す書類の提出は誤記ではないでしょうか。提出が必要な場合、貴市では当該名簿への登録を証明する書類を発行されていないことから、市ホームページにて公表されています登録者名簿の参加者掲載部分を提出すればよろしいのでしょうか。	ご質問のとおり、「能美市競争入札参加資格者名簿に登録があること。」の確認は市で行いますので、証明書類の提出は不要です。
130	様式集	16						(様式9) 参加資格申請書	決算書類において原本証明をお求めですが、ここでの押印は、貴市に登録しています登録印でも可能との理解でよろしいでしょうか。	決算書類の内容を証明するものであれば、登録されている印であるかどうかは問いません。
131	様式集	17						様式10-1	図の融資団銀行等は実名で記入でしょうか。	融資を行う銀行、金融機関等については実名でご記載ください。
132	様式集	29						様式20-2 提案価格の内訳書	サービス対価Bの変動料金合計額で、うち維持管理費相当額と記載がありますが、維持管理費は、給食提供数によって変動する費用は無いため記載不要の理解でよいでしょうか。	給食提供数によって維持管理費に変更しない場合には、その旨を追記したうえで空欄としてください。
133	様式集	29						様式20-2 提案価格の内訳書	「各金額には物価変動による額を記入してください。」とありますが、物価変動を見込まない額を記入することでよろしいでしょうか。	なお、事業契約書56ページで記載のとおり、本事業では契約効力発生から12カ月経過後の物価上昇については事業者が市に対価の改定を請求することが可能となりますが、それ以前の物価上昇に関しては請求対象外としております。これを踏まえた価格の提案をお願いします。
134	様式集	30	3					提出書類一覧	様式21委任状において、代理人の住所については、代理人の所属する会社の住所を記載する認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおり、様式21委任状において、代理人の住所については代理人の所属する会社の住所をご記載ください。
135	様式集	35						様式22-4	金融機関名は実名で書いてよいでしょうか。	金融機関名は実名での記載をお願いします。
136	様式集	37						様式22-5	様式22-5と図面集の「設計、建設スケジュール表」とは違うのでしょうか。重複が多い場合、どちらかやめることはできますでしょうか。	様式22-5は契約から供用開始までの工程、図面集の「設計、建設スケジュール表」は施設整備期間の工程のみを示すものです。内容の重複はありますが、それぞれ別の資料として作成をお願いします。どちらかを省略することはできません。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
137	様式集	50						様式23-8	「市内・県内の特産品を積極的に取り入れるための献立作成支援」とあります。一方、様式23-9には「地場産食材を使った料理・・・を提案」とあります。献立作成支援をすることと料理を提案することを重複せずに記述するのは難しいと感じますが、どのような観点、切り口ですみ分けて記述をすればよいでしょうか。	様式23-8は「充実したメニューの提供」への提案を求める様式になりますので、一つの食品からどれだけ多様な料理が考えられるか、どのような調理が給食センターにおいて可能かなど、献立作成を支える技術・機器について特にご記載ください。様式23-9は「食育の充実」への提案を求める様式になりますので、地元への文化を深めるために食材をどのように活用するか（料理そのものだけでなく、生産流通の過程や、食材の特性なども考慮）について、ご提案ください。いずれも、「地場産食材を使った料理を作る」、というだけでなく、地元食材の可能性を活かした調理・食育の方法について提案を期待します。
138	様式集	51						様式23-9	「地場産の焼き物を含む製品を使用した食器等」とありますが、要求水準書68ページには「PEN樹脂とすること」「九谷焼をモチーフにする等、能美市独自のデザインを取り入れ」とあります。二つは違うことのように読めますが、どちらが正しいのでしょうか。	給食提供に使用する食器については、PEN樹脂とすること及び能美市独自のデザインを取り入れることを要求水準としておりますので、これを満たす食器の調達をお願いします。これとは別に、センターにおける食育用として、地場産焼き物等を活用することも可能です。焼き物を含む製品を使用した食器を、給食提供に用いること・人数分用意することを規定した文ではありませんのでご留意ください。
139	様式集	54						様式24-1	様式24-2とほぼ同じ内容に見えますが、どちらかは不要ではないでしょうか。	様式24-2には通し番号の記載が必要となります。表紙（様式24-1）と一覧（様式24-2）は別物として、どちらもご準備ください。
140	様式集	55						様式24-2、24-3	「通し番号」の欄がありますが、これは3ページの（4）の通し番号のことでしょうか。複数枚ある場合は、1枚ごとに番号でしょうか。例えば立面図4面は2枚にわたる可能性がありますか、その場合は番号を二つ振るという解釈でよろしいでしょうか。	通し番号は様式集3ページに記載の通し番号です。図面が2枚に分かれる場合には番号を連番で振ってください（例：5ページ目、6ページ目に分かれる場合、通し番号は5、6）。一覧とそれぞれの図面に振られた通し番号が整合していれば問題ありません。
141	様式集							20-21初期調達費見積書	千円単位とありますが、千円未満四捨五入で問題ないでしょうか？	記載する金額は千円未満四捨五入として問題ありません。
142	様式集							20-21初期調達費見積書 消費税相当額	10%とございますが、中計より非課税項目（該当あれば）を除いた金額に10%を乗じるという理解で問題ないでしょうか？	ご認識のとおりです。
143	様式集							配送車のリース料	車輛について、リースによる調達を予定している場合、リース料については、初期調達（12. 配送車）ではなく、運営費（配送車維持管理業務）として処理する理解で問題ないでしょうか？	ご提示のとおり、車輛についてリースによる調達を予定している場合、リース料については、初期調達（12. 配送車）ではなく、運営費（配送車維持管理業務）として記載をお願いします。
144	様式集							20-22維持管理費見積書 SPC手数料	当該SPC手数料とは、どのような費用を想定しておりますでしょうか？	SPCの設立に係る費用、SPC管理費用等を想定しています。
145	様式集							20-21初期調達費見積書 20-23運営費見積書 SPC手数料	いずれもSPC手数料との記載がありますが、サービス対価Bの「その他費用」（特別目的会社の運営費、法人税等法人の利益に対して係る税金、特別目的会社の税引き後利益）については、運営費見積書のSPC手数料に記載するという理解でよろしいでしょうか？	ご記載いただいたその他費用（特別目的会社の運営費、法人税等法人の利益に対して係る税金、特別目的会社の税引き後利益）についてはSPCの手数料としてご記載ください。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
146	様式集							20-23運営費見積書 平準化	サービス対価Bの固定費については、一定期間ごとに同額（平準化）するものの、当該運営費見積書については、発生額を各年度記載し、平準化は不要という理解しておりますが問題ないでしょうか？	ご認識のとおりで問題ありません。様式20-23への記載時には平準化は不要です。
147	様式集							様式20-23 運営費見積書	要求水準書にて、「光熱水費は市が負担」と規定されていますので、本見積書における運営費の内訳には、光熱水費は含まない（当該部分は削除）ことを確認させてください。	光熱水費に係る欄は削除してください。
148	様式集							様式20-22 維持管理費見積書	事業契約書（案）54ページのサービス対価Bの固定料金について、「維持管理業務にかかる費用は概ね5年ごとに区分の上、それぞれの区分における各回の支払額を同額とし支払う。」となっておりますが、様式20-22維持管理費見積書は、「年間費用見積額」と「事業期間合計見積額」の記入欄しかございません。事業契約書（案）の内容と合わせ、本様式を5年毎の金額が記入できるよう、修正版を公表いただけないでしょうか。	様式を修正し公表します。
149	様式集							様式22-3 アレルギー専用調理室	概要の欄に「専用配膳室含む」とありますが、アレルギー専用配膳室の整備が要求としての記載でしょうか。	専用配膳室は専用調理室の間違いです。
150	様式集							22-4資金調達及び収支計画 PIRR	「初期投資に対するフリーキャッシュフロー」とありますが、初期投資は「様式20-21初期調達費見積書」の中計と同義と捉えてよろしいでしょうか？あるいは、「様式20-21初期調達費見積書」の17建中金利までを意図しておりますでしょうか。ご教示頂けますと幸いです。	初期投資は「様式20-21初期調達費見積書」の17建中金利までを想定しています。
151	様式集							様式22-7 調理設備計画	「・下記の2日分のメニューを調理する場合の調整設備の能力（アレルギー対応食を含む。）を調理設備リスト、各種備品リスト等を引用しながら記載してください。献立の詳細については、現状の運用である要求水準書「資料4献立指示書・作業工程（献立例1）」「資料5献立指示書・作業工程（献立例2）」を参照してください。」と記載がありますが、資料4・5にアレルギー対象品目の卵（要求水準書P9）を使用していないようにお見受けしますが、アレルギー対応食については記載しなくても良いとの理解で宜しいでしょうか。	アレルギー対応食の調理については、本様式での記載は不要です。様式23-6にて対応の工夫をご記載ください。
152	様式集							様式22-7 調理設備計画	「1日目」「2日目」の両日とも「オープン」の使用がありませんが、オープンの能力は資料3 献立例から抜粋して記載すれば宜しいでしょうか。	ご提示のとおりご記載ください。
153	様式集							様式23-4	市内業者＝市内企業という認識で宜しいでしょうか。	ご認識のとおり、「市内業者」は「市内企業」を指します。
154	様式集							様式24-2 設計、建設スケジュール表	設計、建設スケジュール表とありますが、様式22-5（工程計画）と内容が重複しています。提案書図面集の「設計、建設スケジュール」は不要と考えて宜しいでしょうか。	No. 136の回答をご参照ください。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
155	様式集							様式集 優先交渉権者決定基準	要求水準内は、「調理設備」で統一されていますが、様式集・優先交渉権者決定基準内には、「調理設備」と「調理機器」という文言がどちらも見受けられます。使い分けの基準等はあるのでしょうか。もしない場合は、要求水準書に合わせる形ではよろしいのでしょうか。	要求水準書の定義にあわせ、「調理設備」に統一してご記載ください。
156	様式集							様式23-6	「・食物アレルギー物質の混入や食中毒の防止等に向けた衛生管理及びリスクの低減・回避について、施設計画・運営の観点から優れた提案がなされているか。」と記載がありますが、事業者決定基準P5では「・アレルギー物質の混入や誤配などを防ぐために十分な人員を確保し、事故対応にも確実に対応できるような体制について優れた提案がなされているか。」と記載があり、どちらが正でしょうか。	事業者決定基準の記載（「・アレルギー物質の混入や誤配などを防ぐために十分な人員を確保し、事故対応にも確実に対応できるような体制について優れた提案がなされているか。」）が正です。
157	様式集							様式24-2 諸室リスト	諸室リスト（諸室の名称、区分、面積、主要な諸室の仕上げ（天井・床・壁）を記入する）とありますが、様式24-4（施設概要）と内容が重複しています。提案書図面集の「諸室リスト」は不要と考えて宜しいでしょうか。	提案書図面集の諸室リストは削除して問題ございません。
158	基本協定書（案）	2	-	-	第4条	-	-	第4条 事業予定者の設立	設立登記の証明事項として「監査役及び会計監査人」との記載がありますが、事業契約書（案）第105条（財務書類の提出）において、公認会計士又は監査法人の監査を受けることが必須となっているため「会計監査人の設置は任意」であることを確認させてください。	会計監査人の設置は任意とします。
159	事業契約書（案）	5	1	2	第19条	第1	(3)	契約保証金	維持管理・運営期間の3年度目以降の契約保証金も第2年度と同じ金額で宜しいのでしょうか。 他自治体が実施されている学校給食センターPFI事業と同様に、2年度目以降の契約保証金を各事業年度の年間金額相当額に消費税及び地方消費税の額を加えた金額の100分の10以上とされないのでしょうか。	原案のとおりとします。
160	事業契約書（案）	5	1	2	第19条	第1	(3)	契約保証金	開業準備期間、維持管理・運営期間のおよそ15年間契約保証金を納付し続けるというのは、多額の資金を固定化しなければならずコストも多大となります。開業準備期間、維持管理・運営期間の契約保証金納付を免除していただくことは可能でしょうか。	原案のとおりとします。
161	事業契約書（案）	5	1	2	第19条	第14		契約保証金	施設整備期間中、開業準備期間及び維持管理・運営期間中の履行保証保険の保険契約者を構成企業、協力企業等にした場合、各構成企業、協力企業等が各業務毎に保険契約を締結（貴市のために質権を設定）し、各構成企業、協力企業等が加入する履行保証保険契約の合計額が契約保証金額を上回っていることをもって、契約保証金の納付を免除していただけるということでしょうか。念のため確認させてください。	ご理解のとおりです。なお、例えば、維持管理・運営期間の第2年度以降に関して、維持管理企業と運営企業とがそれぞれ別途の履行保証保険を付保する場合であっても、いずれの企業も維持管理業務、運営業務の全体についての履行保証保険を付保して頂く必要があり、かつ、その保証金額が合計で、1項(3)に定める金額以上となる必要があります。
162	事業契約書（案）	5	1	2	第19条	第4	(2)	契約保証金	「・・・・市が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証がなされたとき。」とありますが、具体的に、東日本建設業保証株式会社あるいは西日本建設業保証株式会社の保証を契約保証金の納付に代替することはできますでしょうか。	東日本建設業保証株式会社あるいは西日本建設業保証株式会社の保証を契約保証金の納付に代替は問題ありません。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
163	事業契約書（案）	5	1	2	第19条	第4	(1)	契約保証金	履行保証保険について、実務上、保険契約締結後、保険証券の発行までに数日かかります。従いまして、まずは保険会社発行の付保証明書を提出し、保険証券が発行されしだい提出するという手続きをお認めいただけますでしょうか。	保険会社発行の付保証明書を提出し、保険証券が発行され次第提出するという手続きは可とします。
164	事業契約書（案）	5	1	2	第19条	第4		契約保証金	「契約保証金は、設計・建設期間並びに開業準備期間及び維持管理・運営期間の別に、・・・・・・その内容に応じて市の判断にて全部又は一部を納付させないことができる。」とありますが、これは、例えば契約保証金額の20%を納付し、残り80%を履行保証保険契約でカバーするようなことが可能、と理解して宜しいでしょうか。	第19条第4項に記載された内容については、原則的に各号のいずれかに該当する場合にのみ適用されるため、保証金の納付を複数の方法で行うことは想定しておりません。このため、ご提示の納付方法は不可とします。
165	事業契約書（案）	5	1	2	第19条	第4		契約保証金	契約保証金の一部を現金で納付し、残額について履行保証保険を契約することにより契約保証金の納付を免除していただくことは可能でしょうか。	第19条第4項に記載された内容については、原則的に各号のいずれかに該当する場合にのみ適用されるため、保証金の納付を複数の方法で行うことは想定しておりません。このため、ご提示の納付方法は不可とします。
166	事業契約書（案）	6	1	2	第19条	第11	(3)	契約保証金	「(3) 維持管理・運営期間の第2年度の開始日以降、本契約終了までの間第1項第4号に定める保証金額以上」とありますが、第1項第4号の記載がありませんので、正しくは第1項第3号という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。該当箇所は第1項第3号に修正いたします。
167	事業契約書（案）	6	1	2	第19条	第11	(2)	契約保証金	「(2) 本件引渡し完了日以降、初年度の維持管理・運営業務期間第項第2号に定める保証金額以上」とありますが、第何項の部分が抜けております。具体的には、第1項第2号という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。該当箇所は第1項第2号に修正いたします。
168	事業契約書（案）	6	1	2	第19条	第12		契約保証金	「・・・・・・構成企業又は協力企業の全部又は一部をして、・・・・・・業務の不履行により生じる事業者による損害金の支払を保証する銀行、国が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証を付せしめることができる。」とありますが、これは、例えば契約保証金額の20%を納付し、残り80%を履行保証保険契約でカバーするようなことが可能、と理解して宜しいでしょうか。	No. 164の回答をご参照ください。
169	事業契約書（案）	6	1	2	第19条	第12		契約保証金	契約保証金の一部を現金で納付し、残額について履行保証保険を契約することにより契約保証金の納付を免除していただくことは可能でしょうか。	No. 165の回答をご参照ください。
170	事業契約書（案）	6	1	2	第19条	第12		契約保証金	「・・・・・・構成企業又は協力企業の全部又は一部をして、・・・・・・業務の不履行により生じる事業者による損害金の支払を保証する銀行、国が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証を付せしめることができる。」とありますが、具体的に、東日本建設業保証株式会社あるいは西日本建設業保証株式会社の保証を契約保証金の納付に代替することはできますでしょうか。	No. 162の回答をご参照ください。
171	事業契約書（案）	5	第2	2	第40条	6		違約金	「建築工事費等のうち事業者が提案書類において提案した市内企業への発注額」とは、様式23-4に記載の「市内企業への発注予定額の合計（(b)と(c)の合計）」という理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
172	事業契約書（案）	29	第6	1	第75条	2		本件業務の終了に伴う検査及び支払い	「損傷又は汚損等」には、通常の使用によって生じた損耗及び経年変化は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	通常の使用及び維持管理業務を経て管理されたことを前提とします。通常の使用により生じた損耗及び経年劣化を全て修繕等して使用前の状態とする必要はありませんが、契約期間終了時においても継続して利用できるような状態である必要があります。
173	事業契約書（案）	48						別紙1 用語の定義	不可抗力の定義には、例えば足許の新型コロナウイルス感染症は、これに含まれると考えて宜しいでしょうか。	新型コロナウイルス感染症に対しては、感染予防として効果的とされている対策を十分に取ったうえでも、事業の継続に支障が出た場合には「不可抗力」として取り扱うことを想定します。詳細は市と事業者の協議に拠るものとします。
174	事業契約書（案）	53	別紙4-1	2	(1)	2		支払金利の計算	1回目の支払（令和7年1月請求分）に係る請求可能な支払金利は、引渡月末後の令和6年7月～12月分の6カ月分とし、以降は3カ月ごとに区切った期間（最終回は2カ月分）に係る金利を請求するという認識で問題ないでしょうか？	ご提示の条件のとおり、1回目の支払（令和7年1月請求分）に係る請求可能な支払金利は、引渡月末後の令和6年7月～12月分の6カ月分とし、以降は3カ月ごとに区切った期間（最終回は2カ月分）に係る金利を請求する、ということで問題ありません。
175	事業契約書（案）	53	別紙4-1	2	(1)	2		金利計算における割賦元本残高	割賦元本残高の変動に応じて、金利計算を行うと思われませんが、1請求可能月の翌たる「2月、5月、8月、11月末」に貴市からのサービス対価A2の入金がされ、割賦元本残高が変動するものとして金利計算を行う方法、2事業契約に記載された各期間（初回と最終回を除いて各四半期ごとの期間）ごとに割賦元本の支払があったものとして割賦元本残高を減少させ、翌期間においてはこの割賦元本残高に基づいて金利計算を行う方法。別紙記載の文言より後者を想定しているという理解でよろしいでしょうか？	現時点では、市から事業者への支払い後の割賦元本残高をもとに計算を行う方法（ご提示の1）を想定しております。
176	事業契約書（案）	54	別紙4-1	2	(1)	2		サービス対価A2	「割賦手数料は元利均等払いを前提とする」との記載がございますので、割賦手数料算定対象期間が異なる最終期間の割賦手数料は、応募者の提案に委ねられているとの理解でよろしいでしょうか。	対象期間の日数により按分して計算するなど、合理的な方法での算定を求めます。
177	事業契約書（案）	54	別紙4-1	2	(1)	2		サービス対価A2	基準金利は、「令和4年9月3日」の指標を用いると記載されておりますが、ここでの基準金利は提案時に用いるものであって、最終的に用いる基準金利は「本件施設引渡日の2営業日前」との理解でよろしいでしょうか また、ゼロフロアについても追記をお願いします。	基準金利は、提案時には令和4年9月3日の指標を用い、契約後サービス対価A2の設定時には基準金利は「本件施設引渡日の2営業日前」の金利を使用する想定です。 また、サービス対価B（割賦払い）の基準金利がマイナスになった場合、下限をゼロとする旨も追記します。
178	事業契約書（案）			2	(1)	2		別紙 4-1 サービス対価の基本的な考え方 サービス対価A2の支払い条件	割賦手数料の基準金利は「令和4年9月3日」時点のもの（提案価格計算時の基準金利と同一）を採用するとありますが、施設の引き渡し時（2営業日前など）の基準金利を採用されないのでしょうか？提案時点から施設引き渡しまでの金利変動リスクは公共側で負担いただくことをご検討いただきたいです。	No.177の回答をご参照ください。
179	事業契約書（案）	54		2	(2)	1		別紙4-1 固定料金部分	「四半期ごとに、年間の支払額の4分の1相当額を維持管理・運営期間中に計 60 回支払う。なお、維持管理業務にかかる費用は、概ね5年ごとに区分の上、それぞれの区分における各回の支払額を同額とし支払う」とありますが、初回は最終回については、1カ月分相当（令和6年9月分）と2カ月分相当（令和21年7月-8月分）とする理解で問題ないでしょうか？	初回は令和6年9月～12月分、最終は令和21年7月～8月分となります。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
180	事業契約書（案）	54		2	(1)	2		別紙4-1 基準金利	入札時に適用される基準金利たる「Refinitiv（登録商標）より提供されている令和4年9月3日の午前 10時 30分現在の東京スワップレファレンスレート（TONA 参照）としてJPTSRT0A=RFTB に掲示されている TONA ベース 15 年もの（円/円）金利スワップレート」については、公平を期すため貴市において御公表頂けないでしょうか？	基準金利については9月3日に公表予定です。
181	事業契約書（案）	56	3	(5)				別紙4-1	新型コロナウイルス感染症拡大により給食停止となった場合におけるサービス対価の基本的な考え方について、別紙4-1における提供日数の見直しや変更給食数の考え方が適用されるのか、それとも貴市と事業者の協議に拠るものか、お示し頂けますでしょうか。	新型コロナウイルス感染症に対しては、感染予防として効果的とされている対策を十分に取ったうえでも、事業の継続に支障が出た場合には「不可抗力」として取り扱うことを想定します。詳細は市と事業者の協議に拠るものとします。
182	事業契約書（案）	57	別紙4-1	4	(2)			サービス対価B	維持管理・運営の初年度（令和6年度）についても、令和5年度の指標を用いて改定の確認を行うとの理解でよろしいでしょうか。	初年度の改定確認については事業契約書（案）58ページ/別紙4-1/（2）に記載のとおりです。また、本項において「第1回目の『物価』改定」とありますが、正しくは「『対価の』改定」となりますので、修正します。
183	事業契約書（案）	66	2	(エ)				別紙6 付保すべき保険	引渡し後に付す保険である第三者賠償責任保険の保険期間について、「本件施設の引渡し日の翌日から維持管理・運営終了日までとする」とありますが、本件施設の引渡し日の翌日とは開業準備業務の開始日という理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおり、本件施設の引渡し日の翌日は、開業準備業務の開始日を指します。
184	事業契約書（案）	66	2	(エ)				別紙6 付保すべき保険	引渡し後に付す保険である第三者賠償責任保険の保険期間について、「本件施設の引渡し日の翌日から維持管理・運営終了日までとする」とありますが、引渡し後に付す保険は通常1年の保険期間となりますので、期間1年の保険契約を都度更新して付保することで宜しいでしょうか。	ご提示のとおり、都度更新で問題ありません。
185	事業契約書（案）	66	3					別紙6 付保すべき保険	別紙6に記載されていないその他の保険については、てん補限度額や免責金額等の保険条件は、事業者の提案に委ねるとの理解で宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
186	事業契約書（案）	66						別紙6 付保すべき保険	開業準備期間及び維持管理・運営期間中において、貴市が本施設に関して付保する保険・共済等がございましたら、その補償内容についてご教示いただけないでしょうか。	公益社団法人全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済保険への加入となります。
187	事業契約書（案）	66						別紙6 付保すべき保険	実務上、保険契約締結後、保険証券の発行までにおよそ1ヵ月程度かかります。従いまして、まずは保険会社発行の付保証明書を提出し、保険証券が発行されしだい提出するという手続きをお認めいただけますでしょうか。	No. 163の回答をご参照ください。
188	事業者選定基準	3	2		(5)			価格点の算定	価格点の算定において、上限価格は5,296,000千円との理解でよろしいでしょうか。また、提案価格が5,000,000千円であった場合は、価格点は4.35との理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおり、上限価格は5,296,000千円であり、提案価格が5,000,000千円であった場合は、価格点は4.35という算定結果も間違いありません。
189	事業者選定基準	5	第3	2	(4)			加点審査	図表4の配点の合計が59点で、合計欄の60点となりませんので修正願います。	配点を下記の通り修正します。 図表4 加点審査の審査項目、審査の視点及び配点 5 充実したメニューの提供 誤「7点」→正「8点」

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
190	新学校給食センター整備基本計画	22	IV	6	(2)	1	iv	厨芥処理	「厨芥処理は現状の運用を継続する」とありますが、どのような運用なのでしょう。	現在、市が別途委託する事業者が残渣を毎日回収しています。新給食センターにおいても引き続き、市が別途委託する事業者による回収とします。
191	新学校給食センター整備基本計画	26	IV	7				配送計画	「配送車両は3トン車、アレルギー対応食はライトバン」とありますが、必須条件でしょうか。あるいは運営事業者の提案によるのでしょうか。	通常給食・アレルギー対応食ともに、配送車両の大きさ等は事業者の提案に委ねる想定です。
192	実施方針等に対する質問回答書	No. 33							備蓄品の例として、アルファ化米（1日3食、1日あたり2,000食）とあります。1日に約666食を3回調理するという意味でしょうか。備蓄は何日分と想定すればよいでしょうか。	要求水準書55ページ第6/2/倉庫に記載した内容のとおり、一般的な規模を想定しています。規模設定は事業者の想定に委ねます。
193	実施方針等に対する質問回答書	No. 41						敷地概要	調整池は事業者の維持管理対象でしょうか。対象である場合は維持管理の要求水準をお示しいただけませんか。	敷地内に調整池が設置された場合、調整池は外構の一部として、清掃などの維持管理を事業者が実施することとします。調整池の規模が確定していないため、詳細な業務内容は選定事業者と協議の上決定します。
194	全般								各学校で従事している職員の人数および勤務状況を下記の項目別に教えて下さい。1調理従事者の在籍人数と時給日給月給の区分2期末手当3社会保険料加入状況4年間勤務日数5勤務時間6栄養士または調理師資格者の人数	1～6については、事業者選定後に示します。